

令和5年8月2日

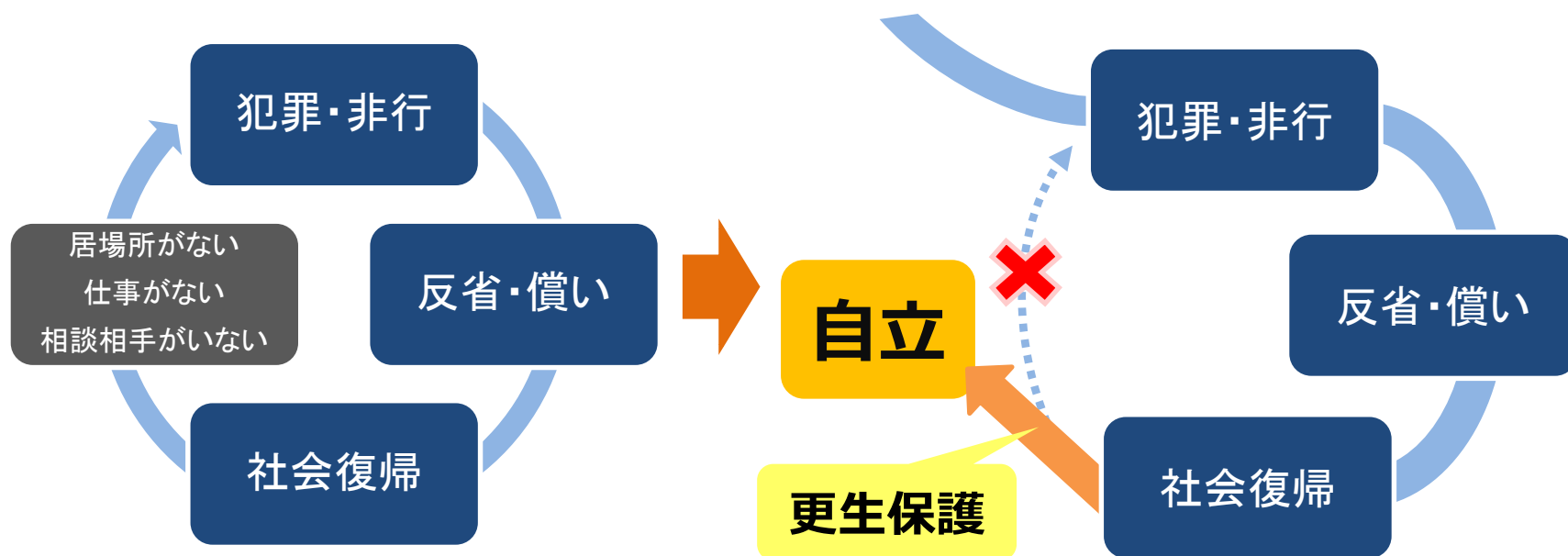
更生保護とボランティア



法務省保護局更生保護振興課

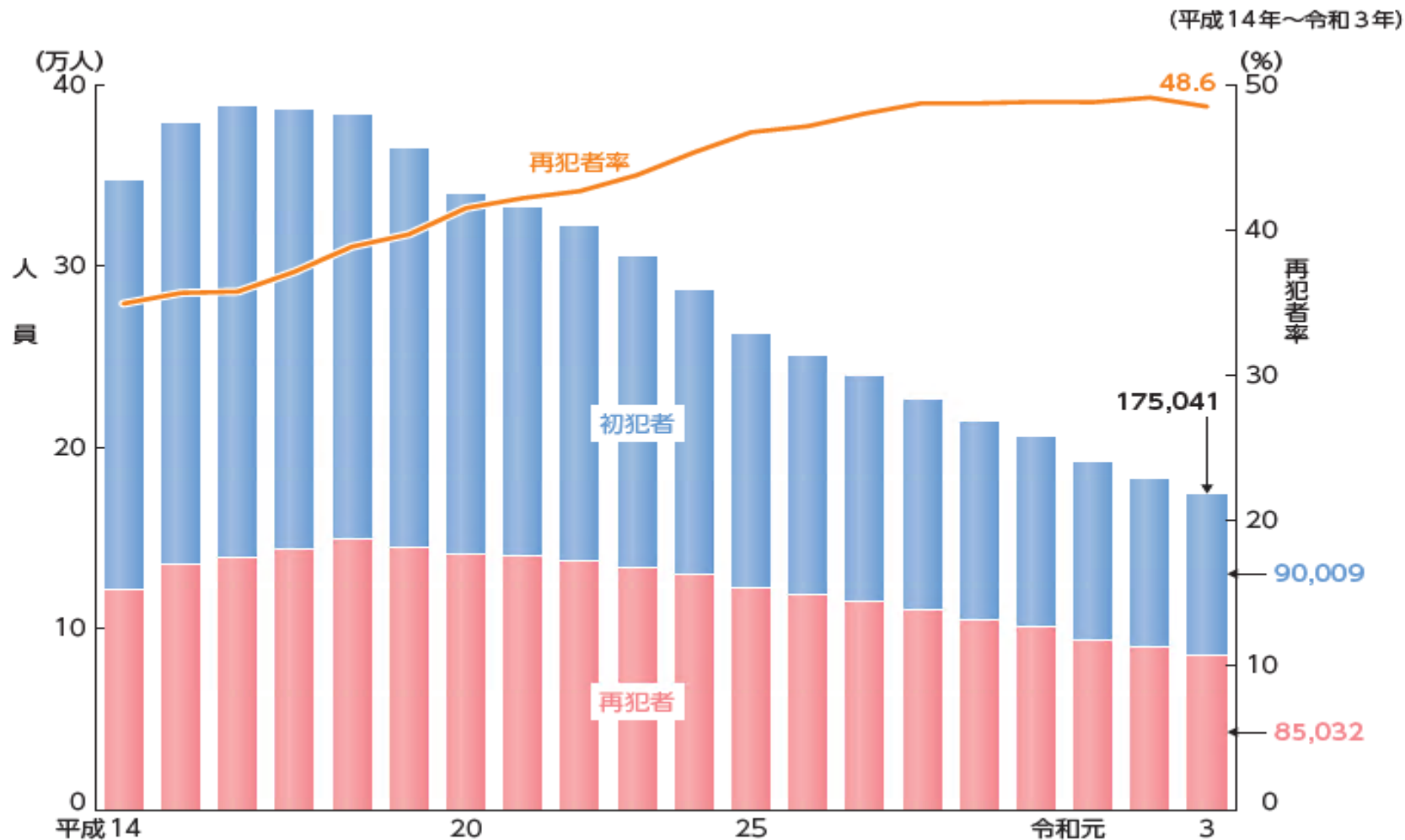
立ち直りを支える更生保護

更生保護は、過去に犯罪（非行）をした人を地域社会の一員として受け入れ、これらの人々が自立できるよう立ち直りを支援する活動です。



再犯防止の推進

○ 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



(出典: 令和4年版犯罪白書)

彼らは、いずれ地域社会に戻りますが、
必要な指導・支援が十分に受けられず、地域で孤立し、
再犯に至ってしまうことがあります。



再犯防止推進法(H28.12成立、施行)

国・地方公共団体・民間の三者が密に連携し、
受刑者・少年院在院者・保護観察対象者だけでなく、
起訴猶予となった者や刑期を終了した者等を含む
犯罪や非行をした人に対し、「**息の長い**」支援を行います。

警察・検察

矯正施設

保護観察所

刑期等を満了

地域社会の支援

不起訴・執行猶予となった者など

保護観察処分・保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者

受刑者・少年院在院者

仮釈放・仮退院となる者

満期釈放となる者

様々な生きづらさを抱える対象者

仕事がない者

居場所がない者

高齢者・障害者

薬物依存者

協力雇用主・
企業

福祉施設

住宅

教育

保健・医療
機関

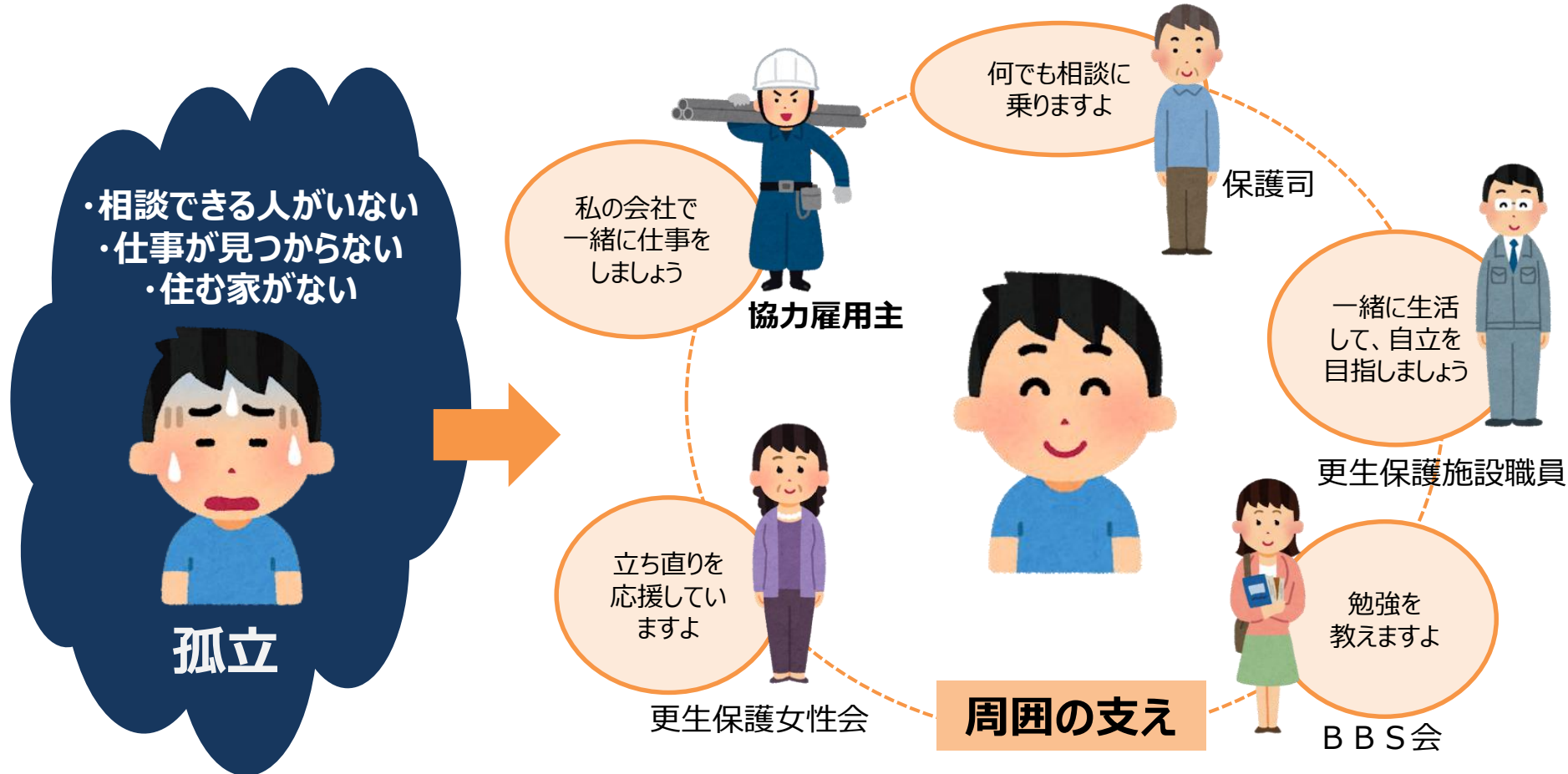
犯罪や非行からの早期の立ち直りに向け、地域社会の中で継続的に支援を受けながら生活

仕事や地域活動の担い手となり、地域社会を支える人材へ



地域に根ざした更生保護

- 様々な**更生保護ボランティア**が、それぞれの持ち味を生かしながら、連携して犯罪（非行）をした人の立ち直ろうとする気持ちを応援し、地域で支えています。



- しかしながら、**保護司を始めとした更生保護ボランティアの担い手が減少傾向にあり、なり手を確保することが課題**となっています。

民間との協働態勢（約20万人の篤志家・協力者）

保護司
（約4万7千人）

保護観察官と協働して**保護観察を受けている人と面接を行い**、指導や助言をしたり、刑事施設や少年院に入っている人の生活環境の調整を行うほか、犯罪予防活動などにも取り組んでいる。

更生保護施設
（102施設）

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、**宿泊場所や食事の提供**とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けしている。

協力雇用主
（約2万5,000）

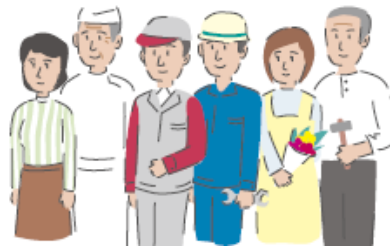
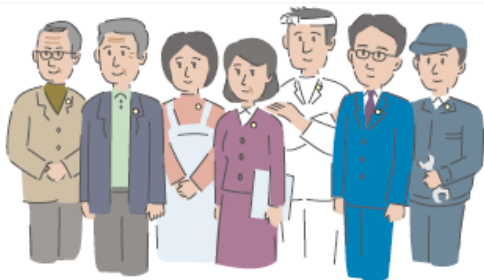
犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、**その事情を理解した上で雇用し**、改善更生に協力している。

更生保護女性会
（約13万人）

女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体。**家庭や非行問題や地域住民と考えるミニ集会の実施**、子育て支援活動、更生保護施設等の訪問など多様な活動を展開している。

BBS会
（約4,400人）

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体。**非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」**のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク等を行っている。





BBS会について

BBSとは

BBS運動とは、Big Brothers and Sisters Movementの略称です。BBSはその名のとおり、少年少女たちに同世代のいわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。

全国で約4,400人のBBS会員が、それぞれの地域で少年少女たちとの交流や非行のない社会環境づくりのための活動を展開しています。

BBS運動は、70年以上続いています

終戦まもない町にあふれる孤児に、若者の力で何かができないかと考えた青年たちがいました。その中の一人、京都の学生の投書が契機となって昭和22年「京都少年保護学生連盟」が生まれました。

これが日本のBBS運動のスタートとされています。

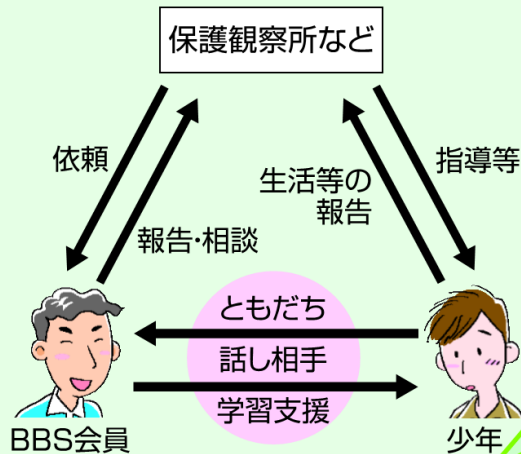


BBS会の活動

このような活動をしています。

ともだち活動

兄や姉の立場から同じ目線に立って、非行少年たちの話し相手、相談相手となって、彼らの成長や悩みの解消を手助けしています。



社会参加活動・社会貢献活動(※)への協力

保護観察所と協力し、少年たちと共に社会奉仕活動などの様々な活動に参加しながら、社会や誰かの役に立つ喜びを分かち合っています。

グループワーク

少年たちとグループになってスポーツやレクリエーションなど行います。共に何かを楽しむことにより、少年たちに一人ひとりのときとは違った共感や、心を開くきっかけを与えます。



非行防止活動

様々な広報活動や各種イベント、集会などを地域で実施し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めています。



更生保護ボランティアに対する支援等

■ 処遇協力者謝金

更生保護女性会員による更生保護施設における料理教室、BBS会員によるともだち活動や学習支援等、更生保護法第30条に基づいた援助及び協力に対する謝金を支給。

■ 新会員研修

保護観察所が主催となって、地区会に新たに入会した会員を対象として、更生保護制度の概要や更生保護女性会、BBS会の役割、座談会等を内容とした研修を実施。

■ 保護司・更生保護女性会員・BBS会員連携強化研修

「更生保護ボランティアの三者宣言」(H26.3)を踏まえ、各団体が相互に理解を深めるとともに、相互連携の在り方について検討・協議するため実施。

■ 地方別BBSスキルアップ研修

再犯防止推進計画を踏まえ、BBS会が、非行少年等が安心して修学できる場所の確保を含めた修学支援を効果的に実施するため、BBS会員に、修学(学習)支援を含めた「ともだち活動」の実施方法等を習得させることを目的とするもの。地方更生保護委員会が主催する。(平成30年度～)

第二次再犯防止推進計画(抜粋)

第5 民間協力者の活動の促進等のための取組(推進法第5条、第22条、第23条関係)

1. 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われている。こうした民間協力者の活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会において、高く評価されるべきものである。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在である。保護司が担う役割は、国際的な評価も高く、第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)のサイドイベントとして開催した「世界保護司会議」では、「世界保護司デー」の創設等を盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択されるなど、“HOGOSHI”の輪は、我が国の枠を超えて世界への広がりを見せている。

第二次再犯防止推進計画(抜粋)

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア(中略)など、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない活動を行っている。

政府は、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要がある。また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要がある。

保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されて久しい。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。

第二次再犯防止推進計画(抜粋)

2. 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援

(1) 具体的施策

① 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行 【施策番号 64】

法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

構成員（合計12名）

- 保護司のほか、学者や公認会計士、マスコミ関係者、企業経営者から構成
- 事務局：保護局更生保護振興課

スケジュール（案）

- 令和5年5月17日 第1回検討会
6月20日 第2回検討会（視察）
7月27日 第3回検討会（以後、月1回2時間程度）
- 地方別保護司代表者協議会との意見交換（事務局）
- 令和6年秋頃 報告書案
- 同 更生保護制度施行75周年記念大会開催（予定）

推薦・委嘱の手順
年齢条件

職務内容の在り方
保護観察官との
協働態勢の強化

待遇
活動環境

保護司の使命
（実務的な論点の基盤として横断的に貫く）